〇厚生労働省告示第三百三十七号

に サ 障 \mathcal{O} 基 害 障 づ 部 者 ピ が き、 スに 等 \mathcal{O} 1 者 施 \mathcal{O} · 要す 厚 行 地 制 生 に 域 度 Ś 一
労 伴 生 改 費用 V \ 革 働 活 大 を支援 推 及 び 臣 \mathcal{O} 進 額 が 本 す 障 定 部 \mathcal{O} 算 るた 害 等 \Diamond 定 者 る に 基 に 自 8 お 関 準 立支援法 け \mathcal{O} する基 関 る 平 係 検 成 法 討 に + 準 律 を 基づく 八 年 踏 \mathcal{O} 平 整 ま . 成 え 厚 備 生 + 指 て に 労 凣 定 関 障 働 年 障 害 す ·厚 害 Ź 省 保 告示第 生 福 法 健 一労働 祉 律 福 サー 祉 平 省告示 五. 施 策を 百 ピ 成二十二年 兀 ス 第五 等 見 十三号) 及 直 百二十三号) び す 基 法 ま 準 の 一 部 律 で 該 第 \mathcal{O} 当 七 間 を次 障 + に 0 害 お 号) 0) 規 福 定 ょ 7 祉

平成二十三年九月二十二日

う

É

改

正

し、

平

成

二 十 三

年

+

月

日

カゝ

5

適

用

す

る。

厚生労働大臣 小宮山洋子

以下 第 居 号イ 宅 介 \mathcal{O} (1) 護 従 業者 (3) 及 び 基 (5) 中 準 とい 「す ァベて」 う。 __ を「全て」に改 を 加 え、 同 1 \mathcal{O} め、 (7)中 同 _ すべ 1 0) て (6) 中 を 第 \neg 全て」 五. 百三十八号」 に 改 め る。 0) 下 に

第二 号 1 \mathcal{O} (1) (3) (5)及 び (8) 中 すべ て を 「 全 て に 改 め る

第六号中 第 13 を 第 14 に、 第 14 を 「 第 15 に、 第 15 _ を 第 16 _ に 改 め、 同 号 を第八

号とする。

第五 第 兀 号中 号 中 第 第 3 8 を を 「 第 第 4 9 に 改 に、 め、 別 表」 同 号 を 1 \mathcal{O} 別 (1) 表 第二 (3) (5)に 改 及 び め、 (7)中 同 「す . 号を ベ て 第七 を 号とする。 「全て」 に 改 め、

同号を第六号とする。

第三 号 中 第 3 を 第 4 に、 別 表」 を 別 表 第二 に 改 め、 同 号 を 第 五. 号 とし 第 号 0) 次

に次の二号を加える。

 \equiv 介 護 給 付 費 等 単 位 数 表 第 3 0) 1 0 同 行 援 護 サー ピ ス 費の 注 1 0) (1) \mathcal{O} 厚 生 一労働 大臣 が 定 め る 基 潍

別 表 第 に 掲 げ る 調 査 項 目 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 各 欄 \mathcal{O} 区 分に 応 じ、 そ れ ぞ れ \mathcal{O} 調 査 項 目 に 係 る 利 用 者 \mathcal{O} 状 況 を

点 数 が 1 点 以 上 で あ り、 か 移 動 障 害 以 外 \mathcal{O} 欄 に 係 る 点 数 \mathcal{O} 1 ず れ か が 1 点 以 上 で あ る

そ

れ

ぞ

れ

同

表

 \mathcal{O}

0

点

 \mathcal{O}

項

か

5

2

点

 \mathcal{O}

項

ま

で

に

当て

は

 \Diamond

て

算

出

L

た

点

数

 \mathcal{O}

う

ち、

移

動

障

害

 \mathcal{O}

欄

に

係

る

匹 介 護 給 付 費 等 単 位 数 表 第 3 \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 同 行 援 護 サ] ピ ス 費 \mathcal{O} 注 7 \mathcal{O} 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 基 潍

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)定 用 対 者 同 当 該 \mathcal{O} 行 同 居 援 指 宅 行 護 定 援 を 事 同 護 訪 業 行 問 従業者ごとに 所 援 護 に し、 登 事 業 指 録 定 し、 所 同 \mathcal{O} 当 研 全 行 修 て 援 該 計 護 事 \mathcal{O} を 業 同 画 を 行 行 所 作 援 う か 成 同 5 護 行 Ļ 指 従 援 業 示 当 護 者 が 従 該 あ 業 登 計 0 画 者 た 録 に を 場 型 . 従 7 合 \mathcal{O} う。 に、 1 同 行 研 直 援 を含 修 接、 護 従 外 む。 当 業 部 該 者 12 以 指 お 下 あ 示 け 同 を 5 る研 受 か け ľ 修 た 8 を に 指 利

(2)次 (C 掲 げ る基 準 に 従 \\ \ 指 定 同 行 援 護 が 行 わ れ 7 7 ること。

含

む。

を

実

施

又

は

実

施

を

予

定

L

7

7

ること。

- (-)援 護 利 事 用 者 業 に 所 関 に す お る け 情 る 報 同 若 行 L 援 < 護 は 従 業 サ] 者 ピ \mathcal{O} 技 ス 提 術 供 指 漬 12 当 を 目 た 的 0 لح 7 \mathcal{O} L た 留 会 意 事 議 を 項 定 \mathcal{O} 伝 期 的 達 又 に 開 は 当 催 す 該 る 指 定 同 行
- $(\underline{})$ 護 \mathcal{O} 確 従 指 業 定 実 な 者 同 方 に 行 法 対 援 に 護 L ょ \mathcal{O} 当 り 提 伝 該 供 達 利 12 用 当 L て た 者 カン に 0 関 5 7 開 す は 始 る す 情 サ] るとと 報 B ピ サ ス ŧ 提 に、 ピ 供 ス 責 サ 任 \mathcal{O} 提 者 ピ 供 が 12 ス 当 提 当 供 た 該 終 利 0 了 7 用 後 者 \mathcal{O} 留 を 担 担 意 当す 当 事 す 項 る る を 同 文 同 書 行 行 等 援 援
- (4)(3) کے 当 指 定 該 障 指 害 定 福 同 行 祉 サ 援 護 ピ 事 業 ス 基 所 準 \mathcal{O} 全 第三十 7 \mathcal{O} 同 条 行 第 援 六 護 号 従 に 業 撂 者 げ 12 る 対 緊 L 急 時 健 等 康 に 診 お 断 等 け る を 定 対 応 期 方 的 法 に が 実 利 施 用 す 者 る に

護

従

業

者

か

5

適

宜

報

告

を

受

け

ること。

(5)明 当 示 さ 該 れ 同 行 7 援 1 護 ること。 事 業 者 \mathcal{O} 新 規 に 採 用 l た 全 7 \mathcal{O} 同 行 援 護 従 業 者 に 対 し、 熟 練 た 同 行 援 護 従

業

者

 \mathcal{O}

同

行

12

ょ

る

研

修

を

実

施

L

て

1

る

こと。

(6)指 修 + 当 定 以 了 上 該 同 者 行 \mathcal{O} 指 指 援 占 定 護 定 8 同 居 行 \mathcal{O} る 宅 サ 割 援 合 介 護 護 ピ が 事 等 業 ス 百 分 従 提 所 業 供 \mathcal{O} \mathcal{O} 五. 者 時 同 間 + \mathcal{O} 行 う 援 \mathcal{O} 以 う 5 广 護 介 5 従 常 護 業 前 福 者 年 勤 度 祉 \mathcal{O} \mathcal{O} 若 総 同 士 数 行 L < 介 \mathcal{O} 援 う 護 護 は 算 職 5 従 業 定 介 員 者 基 護 日 礎 福 に が ょ 属 研 祉 る す 修 士 サ る 課 \mathcal{O} 程 占] 月 ピ \mathcal{O} 修 8 前 る ス 了 提 者 三 割 供 月 及 合 間 び 時 が 百 間 12 分 お 級 \mathcal{O} 占 け 課 \mathcal{O} る 程 \Diamond

う。 院 修 る 成 組 研 を 割 了 養 織 修 シ 者 行 成 合 日 規 居 等 う 訓 ン 則 が \mathcal{O} 教 練 宅 研 セ 百 平 とい 修 科 規 ン 介 分 程 成 を を 護 タ \mathcal{O} う。 修 修 + 兀 従 昭 $\dot{\Xi}$ 0 業 + 了 了 学 年 和 者 以 L L た 院 厚 上 た 五. 基 \mathcal{O} 者 + 者 占 生 12 準 又 そ 五. 置 労 は 8 别 0 以 年 居 る か 働 表 厚 他 宅 割 下 省 第 れ 生省告 ک 介 合 る 令 几 護 が 玉 視 第 れ に 12 従 百 立 覚 係 業者 示第四 分 障 準 障 号) る ず \mathcal{O} 害 害 ŧ 三十 学 者 る 第 基 \mathcal{O} | 号) 視 科 六 準 IJ 12 覚 以 百 第 ハ 限 第四 上 障 国 ビ る で + 害 条 IJ <u>\f}</u> テ あ 者 条 障 五 第 第 害 条 ること。] \mathcal{O} \mathcal{O} 几 者 生 課 号 シ 12 IJ 12 活 項 日 規 程 に ハ 規 ン 定 を 訓 定 ピ 規 す 修 セ 練 リテ す を 定する視 る ン 了 専 る タ 玉 L 門] 立 た 同 学 とす 障 者 行 シ 覚 院 援 日 害 及 る 護 障 者 視 ン U 技 害 従 覚 IJ 厚 セ 学 業 術 生 障 ン 者 科 ピ 労 者 タ 害 学 養 を 働 \mathcal{O}] IJ テ 学 成 科 養 省 1

- (7)経 祉 当該 士 験 を 有 指 玉 定 立 す る 障 同 害 介 行 者 護 援 IJ 護 職 ハ 事 員 ピ 業 基 リテ 礎 所 研 \mathcal{O} 1 全 修 課 7 シ 程 彐 \mathcal{O} サ 修 ン セ 了 者若 ン ピ タ ス 提 L 学 < 供 院 責 は 任 視 者 覚 級 課 障 が 三 害 学 程 年 修 以 科 了 修 上 者 \mathcal{O} で 了 者 実 あ 務 るこ 等 経 又 کے 験 は を 五. 有す 年 以 る介 上 \mathcal{O} 実 護 務 福
- (8)者 サ を二名 指 ピ 定 障 ス 以 提 害 供 上 福 配 責 祉 任 置 サ 者 L 7 を ピ 1 配 ス ること。 置 基 す 潍 ることとさ 第 七 条 に お れ 11 7 7 準 1 る 用 事 す 業 る 第 所 に 五. あ 条 第 0 て 項 は \mathcal{O} 常 規 定 勤 12 \mathcal{O} ょ サ り ピ <u>_</u> 人 ス 提 を 超 供 責 え 任 る
- (9) \mathcal{O} 総 前 年 数 度 \mathcal{O} う 又 は 5 算 障 定 害 程 日 度 が 属 区 す 分 る 五. 月 以 上 \mathcal{O} 前 で 三 あ る 月 者 間 に \mathcal{O} 占 お け 8 る る 指 割 合 定 同 が 百 行 分 援 護 \mathcal{O} 三 \mathcal{O} + 利 以 用 上 者 で 障 あ 害 児 を除

口 特定事業所加算Ⅲ

1 . О (1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合し、

かつ、

(6)又は(7)及び(8)のいずれかに適合

すること。

特定事業所加算Ⅲ

イの①から⑤まで及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。

別表を別表第二とし、 同表の前に次の一表を加える。

別表第一

	《泉一 					
	調査項目	0点	1点	2 点	特記事項	備考
視力障害	視力	1. 普通(日常生活に支 障がない。)	2. 約1 m離れた視力 確認表の図は見ることができるが、目の 前に置いたきない。 3. 目の前に置いた視 力確認表の図は見る ことができるが、と がなと見ることが できない。	4. ほとんど見えない。 5. 見えているのか判断 不能である。		矯正視力に よる測定と する。
視野障害	視野	1. 視野障害がない。 2. 視野障害の1点又は 2点の事項に該当しな い。	3. 両眼の視野がそれ ぞれ10度以内であ り、かつ、両眼によ る視野について視能 率による損失率が9 0%以上である。	4. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が95%以上である。	点又は2点の 事項に該当せ ず、視野に障	
夜盲	網膜色素変 性症等によ る夜盲等	1. 網膜色素変性症等 による夜盲等がない。 2. 夜盲の1点の事項 に該当しない。	3. 暗い場所や夜間等 の移動の際、慣れた 場所以外では歩行で きない程度の視野、 視力等の能力の低下 がある。	_	視視点事ず症動難のに必医添力野又項、状にをで評要師付障はに夜に著来あ価に意すをに著まるす応見るよい。当等りくた場るじ書。は1のせの移困も合。てをは1のせの移困も合。てを	人し情単可にき断 的に報歩場行と がよいが合で判 を が合いる。
移動障害	盲人安全つ え(又は盲 導犬)の使 用による単 独歩行	1. 慣れていない場所 であっても歩行がで きる。	2. 慣れた場所での歩 行のみできる。	3. 慣れた場所であって も歩行ができない。	夜盲による場合による場合による場合では、が不等をです。 場所である。	人し情単可にき断 対に報告を 大し情報を がはま行りが合い。

注1. 「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等 をいう。

注2. 「歩行」については、車いす等による移動手段を含む。